

公益財団法人日本スポーツ協会指導者資格 復活登録申請について(抜粋)

復活登録申請には、申請対象期間内に更新研修を受講していることが必須となります。
2026年度前期申請分(2025年11月1日以降の申請分)からは、資格の有効期限切れから4年を超える場合、公益財団法人日本バレーボール協会指導者養成委員会では復活登録の手続きを行いません。

有効期限切れから4年を超えた後に再度資格の取得を希望される場合は、専門科目の再受講が必要となります。なお、資格保留期間中は復活登録手続き対象ではありません。指導者自身が速やかに更新研修受講・登録手続きを行うようにしてください。

日本バレーボール協会では、年2回日本スポーツ協会に復活登録申請をいたします。

【復活登録手続きの流れ】

前期申請の場合は4月30日まで(10月1日認定)

後期申請の場合は10月31日まで(翌年4月1日認定)

期日までに終えない場合は、「無効」期間が更に半年間延びることとなります。

【復活登録手続きの流れ】

①復活登録申請

- 申請者から都道府県指導普及委員長へ復活登録希望の連絡をする。
申請者から直接日本バレーボール協会に連絡があった場合は、都道府県指導普及委員長に連絡するように案内がある。

②書類送付

- 都道府県指導普及委員長から申請者へ復活登録申請書兼申請要件調査書と、復活登録申請(バレーボール)審査料振込通知書の2つの書類を申請者へ送付する。
JVA指導者養成委員会ホームページに書式は掲載してあります。

③申請書の作成・送付

- 申請者は、復活登録申請書兼申請要件調査書に必要事項を記入し、都道府県指導普及委員長へ返送する。
- 都道府県指導普及委員長は申請者から送付された書類の確認(更新研修受講済み・有効期限・理由等)を行い、申請書をJVA事務局へPDFファイルにて送付する。

④審査料振込通知書の作成・振込

- 申請者は復活登録申請(バレーボール)審査料振込通知書を作成し、審査料3,000円を日本バレーボール協会指定口座に振込む。
振込先:みずほ銀行 渋谷中央支店 普通 1474606
公益財団法人日本バレーボール協会(コウエキサイタンホウジンニホンバレーボールキョウカイ)

⑤振込通知書等の送付

- 申請者は審査料振込通知書をJVA事務局(下記メールアドレス)へ、PDFファイルにて送付する。
送付先:JVA 事務局 jim-shidou@jva.or.jp

※ここまでの手続きを下記期日までに行ってください。

前期申請の場合は 4月30日まで(10月 1日認定)

後期申請の場合は10月31日まで(翌年 4月 1日認定)

⑥審査

- 審査料振込通知書を受領後、指導者養成委員会にて復活登録の審査を行う。

⑦JSPO への申請

- 審査に問題がない場合、日本スポーツ協会に当該者の復活登録を申請をする。

⑧審査結果の通知・登録手続き

- ・日本スポーツ協会から日本バレーボール協会に審査結果が通知される。
- ・審査結果は、全国指導普及委員長会議等を通じて都道府県指導普及委員長へ案内がある。
- ・手続き可能な場合、日本スポーツ協会から申請者へ手続き案内及び書類が送付されますので、速やかに手続きを完了させるように促す。
- ・手続き不可の場合、別途、指導者養成委員会担当者と協議を行う。

公益財団法人日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者登録規程(抜粋)

第4条(手続き・認定日)

登録に係る手続きは認定予定日以前の期間内に完了しなければならない。

2. 所定の期間内に登録手続きを完了しない場合は、登録する権利を失うものとする。ただし、第6条及び第7条に定める要件を満たした場合は、登録する権利を与えるものとする。
5. 認定の起算日は、4月1日又は10月1日とする。

第5条(有効期間)

資格の有効期間は認定日から4年間とする。

第6条(更新登録要件)

有効期間満了に伴う「更新登録」にあたっては、有効期限の6か月前までに、資格毎にJSPO又はJSPO加盟団体等の定める更新研修を修了するなどの要件を満たさなければならない。

第7条(保留・無効)

第4条に定める手続きを行わなかった場合、「新規登録」の場合は「未登録」、「更新登録」の場合は「未更新」として資格の認定を「保留」する。

2. 「保留」とする期間は最短6ヶ月間、最長1年間とする。
3. 「未登録」の場合、「保留」期間中は登録する権利が与えられ「新規登録」の対象となる。
4. 「未更新」の場合、「保留」期間中の認定起算日前日の6か月前までに前条に定める更新登録要件を満たした場合は登録する権利が与えられる。
5. 「保留」期間を超過した場合は、登録する権利を「無効」とする。
6. 「無効」の場合はJSPO又はJSPO加盟団体等の定める復活登録要件を満たすことにより、登録する権利が与えられ「復活登録」の対象となる。ただし、「保留」となってから「復活登録」を希望する旨をJSPO又はJSPO加盟団等に申告した直後の認定の起算日までの期間が、資格毎にJSPO又はJSPO加盟団体等の定める期間を超過する場合は、「復活登録」を認めないこととする。なお、当該の場合は、公認スポーツ指導者養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了することで、「新規登録」することが可能となる。

(2025年5月14日施行)